

1 6 障害者総合支援制度とは

障害者総合支援制度は、障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するものです。

- 1 実施主体 原則として、制度の実施主体は、市町村です。
 - 2 対象者 障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等（国の定める対象疾患）による障害者）、障害児
 - 3 サービスの内容
 - (1) 自立支援給付
 - イ 介護給付・訓練等給付
 - ・居宅介護（ホームヘルプ）
 - ・重度訪問介護
 - ・同行援護
 - ・行動援護
 - ・重度障害者等包括支援
 - ・生活介護
 - ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援（A型・B型）
 - ・就労定着支援
 - ・短期入所（ショートステイ）
 - ・施設入所支援
 - ・共同生活援助（グループホーム）
 - ・自立生活援助
 - ・療養介護
 - ロ 相談支援給付費
 - ・計画相談支援
 - ・地域相談支援（地域移行・地域定着）
 - ハ 自立支援医療
 - ニ 補装具
 - (2) 地域生活支援事業
 - ・居住支援事業
 - ・成年後見制度利用支援事業
 - ・意思疎通支援事業
 - ・日常生活用具給付等事業
 - ・移動支援事業
 - ・地域生活支援センター事業その他日常生活支援、社会生活支援及び就業・就労支援
※各事業の実施の有無は市町村により異なります。
- 4 利用者負担
 - (1) 自立支援
 - ・サービス量に応じて原則1割の定率負担
 - ・食費、光熱水費等の実費負担
 - ・定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減措置が講じられます。
 - (2) 地域生活支援事業
 - ・各市町村によって異なります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課